

生活保護制度に関する公開質問事項及び回答書

生活保護制度に関する以下の質問事項について、貴党のお考えをご回答ください。なお、各論点についての【私たちの意見】をご参照のうえ、理由欄については400字程度を上限として、ご回答をいただけると幸甚に存じます。

質問1 貧困率の改善

我が国の相対的貧困率は2018年の時点で15.4%となっていますが、これが2030年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。

- 1 **思う**
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

相対的貧困率（OECD・2018年）では、日本は米国や韓国よりは下の13位ですが、ひとり親の相対的貧困率では逆に米韓を上回る全体第4位になっており、ひとり親貧困が深刻です。貧困とは生活に必要なものやサービスを買えない状態です。貧困率が改善すれば、日本全体にプラスになります。

【私たちの意見】

SDGsの17の目標のうち1番目が「貧困をなくそう」で、そのターゲットの1つとして「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」とされています。当会としても、この目標を達成すべきだと考えます。

質問2-1 生活保護の捕捉率向上

日本の生活保護の捕捉率（本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合）は2～3割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。

- 1 **思う**
- 2 思わない

3 その他

〔理由〕

生活保護の「濫給」は厳しくチェックするのに、「漏給」に対しては鈍感で、生活保護が必要な状態の人が行政に捕捉されずにいる現状が放置されてきたことは大いに問題です。憲法で定められた生存権保障が実現できているのかどうか、捕捉率の算定方法を研究協議し、定期的に調査・公表する仕組みをつくり、大幅に高める必要があります。

捕捉率の低さの背景には、生活保護利用を「恥」と言い切る政治家の発言や、「不正受給」キャンペーン、生活保護利用をためらわせる窓口の対応があります。このような生活保護に対するスティグマを払拭するため、他の社会保障制度同様、わかりやすい周知・広報をすることが必要です。また、窓口での「水際作戦」をなくすために相談・申請受付・調査・決定のプロセスにかかわる面接相談員、ケースワーカーの慢性的な人員不足を解消し、専門性のある職員を増員すること、生活保護利用は権利であることへ意識を変える必要があります。

【私たちの意見】

生活保護の捕捉率が低いということは、セーフティネットに穴が開いているということの意味します。その原因となっている生活保護制度へのスティグマを払拭するために名称を変更し（「生活保障法」）、捕捉率の調査や制度の啓発・教育を国・自治体に義務づけるなどの施策を講じるべきです。

<参考>

日弁連 生活保護法改正要綱案（生活保障法案）

[190520_seikatsu_hosyo.pdf \(nichibenren.or.jp\)](https://www.nichibenren.or.jp/190520_seikatsu_hosyo.pdf)

質問 2-2 水際作戦の根絶

生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶（いわゆる「水際作戦」）を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

自治体の水側作戦を禁止し、他の社会保障制度のように、生活保護申請の手引きを窓

口に置き、誰でも申請できるような環境をつくる必要があります。申請の意思表示をしているのに、書類が不備だとか住所がないとか理由を付けて申請を受け付けない言動は違法です。そもそも、生活に困って生活保護利用の相談に来た人への面接相談とは、相談者が抱えている問題の整理と解決に役立つ制度・施策の案内・助言であり、申請のための要件ではありません。申請の意思を確認することこそ必要なことです。申請を受け付けてもいないのに、保護の要否に関して、プライバシーにかかわることを調査・審査する権限はありません。こうした相談時点で門前払いをする事例が多いことが、生活保護に対するスティグマや捕捉率の低さにつながっていると考えます。申請受付自体には職員の恣意的判断は入るべきではありません。

【私たちの意見】

申請権の侵害が違法であることや、申請書式を福祉事務所に備え置くことなどを生活保護法に規定し、生活保護申請の違法な拒絶を行わせないようにすべきです。

質問 3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保

生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の1つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

90年代以降の長引く不況や非正規化が進行したことで、雇用保険・医療保険、年金などの社会保障施策から漏れる人が増大し、それにさらにコロナ禍が追い打ちをかけました。コロナ対策として様々な貸し付けや給付金が用意されましたが弥縫策に過ぎず、最後のセーフティネットとしての生活保護の役割はますます増大しています。

ケースワーカー1人当たりの担当世帯数数が大幅に増え、単なる経済的困窮だけでなく様々な複雑な背景をもった利用者が増え、業務量は質量ともに格段と増加しています。

ケースワーカーの担当する標準世帯数を見直し、人員を増加するとともに、他法他施策に精通し、生活保護の権利性をきちんと理解した専門職公務員として配置することが極めて重要と考えます。

【私たちの意見】

福祉事務所への人員の配置について規定する社会福祉法を改正し、①ケースワーカー 1人あたりの担当数を「法定数」とし、その数を郡部40、都市部60とする、②ケースワーカーの資格を社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を中心とし、社会福祉の専門知識を得るための研修を義務とする、ことが必要です。

質問 3-2 ケースワーク業務の外部委託

現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定・実施」（公権力の行使）と不可分一体であるケースワーク業務（家庭訪問、面接、調査、指導等）について、厚生労働省は、「外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る」としています。外部委託を可能とする方向での法改正を行うべきだと思いますか。

1 思う

2 思わない

3 その他

〔理由〕

保護費の給付（経済保障）と自立支援（社会福祉援助）、不正受給の防止と罰則適用を、すべて一人のケースワーカーが担当する仕組みは、保護利用者へのパワハラの温床となり、ケースワークと保護費の支給決定業務を切り分ける必要があります。ただし、ケースワーク業務については、安易に民間委託を進めるのではなく、正規公務員であるケースワーカーの専門性を高めた上で業務過多にならないように、必要な人員を確保していきます。

【私たちの意見】

現行法は、「保護の決定及び実施」業務とケースワーク業務について、表裏一体のパッケージとして、専門性ある公務員が一元的に担うことで、国家による生存権保障（憲法25条）を実現しようとしており、外部委託を可能とする法改正は許されません。10年以上にわたってケースワーク業務を違法に外部委託してきた東京都・中野区では、受託NPO職員による人権侵害、偽装請負、事業費中抜き等の問題が生じており、外部委託の解禁によって同種の事態が全国化するおそれがあります。法

<参考>

厚労省保護課令和3年3月31日付事務連絡

<http://665257b062be733.lolipop.jp/210827shiryo02.pdf>

日弁連 2021年8月19日「生活保護のケースワーク業務の外部委託化に反対する意見書」

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210819_3.html

当会議 2021年8月27日「中野区的生活保護行政の改善を求める要望書」

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-424.html>

質問4 生活保護基準を2013年の段階に戻す

生活保護基準については2013年（生活扶助）、2015年（住宅扶助、冬季加算）、2018年（生活扶助、母子加算等）と3回にわたる引下げが行われ、生活保護を利用する方々の生活は厳しさを増しています。生活保護基準を2013年時点の水準に戻すべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

安倍政権で実施された根拠のない生活扶助基準の引き下げを白紙に戻し、「健康で文化的な最低限度の生活」にふさわしい保護基準を新しく定めます。また、保護基準は厚生労働大臣が決めることとされていますが、その決定プロセスが開示されていません。高齢加算・母子加算が十分な議論もなく段階的に削減・廃止され、母子加算は民主党政権で復活しましたが、また引き下げが行われています。生活保護基準は、就学援助、住民税非課税限度額、最低賃金の基準にも連動し、国民生活安定の基礎であり、通常の事業予算以上にその決定プロセスに透明性が求められます。決定プロセスには利用者の意見を反映させる仕組みを新設します。

【私たちの意見】

これまで行われた生活保護基準の引下げは、従来の検討方式（水準均衡方式）から外れ、専門家の意見を聞かずに引下げありきの姿勢で行われるなど問題のあるものでした。そのため、引下げを違法とする判決（大阪地裁 2021年2月22日判決）も出されています。

生活保護を利用する方々の苦しい生活状況を聞き、引下げ前の2013年時点の水準ま

で生活保護基準を戻すべきです。

<参考>

リーフレット「知っていますか？いのちのとりで裁判」

https://inochinotoride.org/file/2002_aboutinochinotoride.pdf

質問 4-2 級地の見直し

生活保護基準は最も高い1級地の1から最も低い3級地の2まで6段階で設定されていますが、専門家の審議会（社会保障審議会・生活保護基準部会）での検討と切り離して、これを統合する動きが見られます。どのように級地を見直すかについては、専門家の審議会による専門的な検討をふまえるべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

級地の見直しについては、枝番の廃止（統合）により、対象人口が多く、保護基準が高い枝番1の基準を相対的に押し下げ、市町村の級地指定を大幅に入れ替え、特に保護基準が高い都市部の市町村数を大きく削減するものとなるおそれが指摘されています。要するに国の財政支出を減らすために、全体を「底下げ」するものになる可能性があり、問題があると考えます。専門家の議論により見直すことで「底上げ」になるような改善策であれば歓迎します。

【私たちの意見】

級地区分の統合によって、生活保護利用者の多い、都市部の保護費が下がることが予想されます。級地区分と生活保護基準は直結しており、専門家による慎重な検討を経ることなく、厚労省と地方自治体との密室調整で決めることは許されません。

<参考>

当会議 2021年8月19日「更なる生活扶助基準の引き下げをもたらす『級地』の見直しに反対する緊急声明」

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-423.html>

質問 4-3 夏季加算の創設

生活保護制度では冬場の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

地球温暖化の影響などにより、暖房よりも冷房の有無が生命にかかわる自体が熱中症の増加などにより懸念される。憲法の保障する生存権のためには夏季加算は不可欠です。

【私たちの意見】

夏にはエアコン利用のための電気代の増加などの需要が発生しており、それに対応するための夏季加算の創設が必要だと考えます。

質問5 一歩手前の困窮層への支援（一部扶助の単給化）

最低生活費を1円でも超えると一切の給付が受けられなくなる現状を改善するため、一部の扶助（住宅、教育、医療、生業）については、一歩手前の困窮層（例えば最低生活費の1.3倍未満）に単給できる（バラで受けられる）ようにすべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

今の生活保護は、完全に生活が困窮・沈没してからしか使えない（所持金の保有は最低生活費の半額以下しか認められない）問題があり、何もかも失ってからでは、立ち直りに時間がかかってしまいます。また、最低生活費以下かぎりぎりの収入で、生活保護を利用していない場合、突然の入院や子どもの進学、引っ越し等で生活が立ち行かなくなることもあります。単給化は日弁連も提案していますが、一部の扶助については最低生活費より少し上の収入で受けられるようにすることが重要です。基準は現行のままで単に単給にすると、最低生活費以下で生活する人が増えてしまうことが危惧されるからです。

【私たちの意見】

最低生活費を超えると一切の給付が受けられなくなる一方、医療費等の自己負担が生じて却って生活が苦しくなる逆転現象を解消するために一部の扶助について単給化を認めるべきです。ただし、現行の最低生活費のままの単給化は、最低生活費以下での生活保護利用につながるので、単給は最低生活費の少し上の困窮層に認めるべきです。

質問 6 利用しやすい生活保護制度に

質問 6-1 扶養照会の原則廃止（申請者の同意を要件に）

生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会（援助ができるかどうかの質問）がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合にのみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

照会は申請者の意思に基づいて行うべきですし、扶養照会に回答することが法的義務であることがごとき運用は改善するべきです。

一方で、通知を改正するだけでは、現行の生活保護法第4条（扶養義務の優先）は残ります。この場合、家族関係にトラウマを抱えている人にとって、相談場面で扶養できる親族がいるかどうか尋ねられることだけでストレスを感じ、相談にすら行けなくなることもあり得ます。

現在の家族関係・世帯構成を考慮しますと、明治以来の家族制度に基づく扶養義務自体を見直す必要があると考えます。そのため党では生活保護法第4条を改正し、18歳未満の子に対する扶養義務のみ優先にするべきと提案することを検討しています。

【私たちの意見】

生活保護を申請した方が持っているのは扶養請求権であり、扶養を求めるかどうかは申請者の意思で決まるものです。そのことからすれば、扶養照会についても申請者の同意がある場合に限って行うことができるように、厚労省の通知を改正すべきです。

質問 6-2 自動車保有要件の緩和

現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされていますが、処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

都市部はともかく地方では自動車がなければ買い物にも行けないし、生活保護から抜け出すための職探しにも支障が出ます。自動車の保有を認めない通知は即刻改正し、駐車場などの維持費用についても一定額までは扶助すべきです。

【私たちの意見】

自動車の普及率が高まっていることを踏まえ、生活用品として自動車の保有を認めるよう、厚労省の通知を改正すべきです。また、自動車の維持管理費用（車検費用等）についても、社会福祉協議会からの借入れを行うことができるようにすべきです。

質問 6-3 生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障

現在の生活保護制度では、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合、世帯分離（生活保護の適用において、世帯員としては扱わないこと）をすることになっており、当該世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっています。大学生等の世帯内就学と就学等に必要費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきだと思いますか。

○1 思う

- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

貧困家庭の子どもが大学進学できない要因の一つになっていると考えます。世帯分離をすれば保護費が減額される、ということになれば、家族全体の生活が苦しくなる。世帯内就学と必要費用の収入認定除外と認めるべきです。

【私たちの意見】

子どもの教育を受ける権利を保障すべきであり、また、大学等への進学が世帯の自立に資することも考えれば、生活保護利用世帯からの大学等への進学を阻んでいる、進学時に世帯分離とする扱いは止め、世帯内就学と就学等に必要な費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきです。

貴党名 [れいわ新選組]